

# 令和7年度東アジア市場における情報発信事業 仕様書（案）

## 1 委託業務名

令和7年度東アジア市場における情報発信事業

## 2 事業目的

本事業は、小松定期便のある台湾、韓国、中国市場に向け、本県の観光魅力を現地で影響力のある旅行メディアやインフルエンサーを通して消費者へPRすることにより、本県へのインバウンド誘致及び県内の広域周遊を促進するものである。

## 3 委託業務期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

## 4 業務内容

本県の魅力を発信するため、以下の招聘事業を実施する。

### （1）台湾メディア・インフルエンサー招聘

概要：スポーツレジャーコンテンツを活かした観光魅力の発信を行い、白山を中心に本県への誘客を図る。

テーマ：アウトドア（サイクリング、スキー、トレッキングなど）

ターゲット：アウトドア愛好家

招聘対象：メディア・インフルエンサー等 1名以上

招聘時期（目安）：2025年10-2026年1月

発信開始時期（目安）：2025年11-2026年2月

#### 【特記事項】

- ・掲載記事について、本県のオウンドメディアの活性化に繋がるような提案を行うこと。  
Facebook<<https://m.facebook.com/visitishikawatw/>>  
(例)タイアップ投稿、ハッシュタグの活用、本県のSNSでの再掲等。
- ・小松-台北便の定期便の利用を前提とし、周知を図ること。
- ・発信媒体の選定理由、招聘者の詳細（フォロワーの特徴、フォロワー数等）を明確にし、発信回数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

### （2）韓国インフルエンサー招聘

概要：個人旅行者への影響力が大きいインフルエンサーを招へいし、冬の誘客に向けて本県の観光魅力を発信する。

テーマ：小松空港を利用した冬の温泉・グルメ旅行

ターゲット：20～40代女性

招聘対象：インフルエンサー 2名以上

招聘時期（目安）：2025年10月-12月

発信開始時期（目安）：2025年11-12月

### 【特記事項】

- ・掲載記事について、本県のオウンドメディアの活性化に繋がるような提案を行うこと。  
NAVERブログ<[https://blog.naver.com/ishikawa\\_official](https://blog.naver.com/ishikawa_official)>  
Instagram<[https://www.instagram.com/ishikawa\\_kr](https://www.instagram.com/ishikawa_kr)>  
(例)タイアップ投稿、ハッシュタグの活用、本県のSNSでの再掲等。
- ・小松-ソウル便の定期便の利用を前提とし、冬ダイヤの周知を図ること。
- ・ターゲット世代でも、特に食への関心が高い層に訴求すべく、消費単価の向上に繋がるような上質なコンテンツ（例：ミシュラン掲載店等での食事体験）を盛り込むこと。
- ・発信媒体の選定理由、招聘者の詳細（フォロワーの特徴、フォロワー数等）を明確にし、発信回数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

### (3) 中国インフルエンサー招聘

概要：個人旅行者に影響力のあるSNS（RED）等を活用して本県の観光魅力を発信する。

テーマ：小松空港を利用した冬の家族旅行（食、温泉、ショッピングなど）

ターゲット：夫婦、家族

招聘対象：インフルエンサー 1名以上

招聘時期（目安）：2025年11-12月

発信開始時期（目安）：2025年11月-2026年1月

### 【特記事項】

- ・小松-上海便の定期便の利用を前提とし、冬ダイヤの周知を図ること。
- ・ターゲットは中間層以上とし、特に冬の食や温泉等の上質なコンテンツを盛り込むこと。
- ・発信媒体の選定理由、招聘者の詳細（フォロワーの特徴、フォロワー数等）を明確にし、発信回数及び投稿に関する数値目標を企画提案書に記載すること。

## 5 実績報告書の作成及び提出

事業が完了したときは、次の事項を含む事業実施報告書（A4判、電子データ可）を作成し、履行期限までに、石川県の指定する場所に提出すること。

### ①記載内容

- ・事業名及び事業概要
- ・実施結果（全体の行程、参加者の概要、メディアが掲載した記事文面、リーチ数、インプレッション数、ビュー数、再生数等、コンテンツや媒体に応じた報告内容とすること。コメント等も抜粋の上報告すること。）
- ・取材の様子（写真）
- ・参加者からのフィードバック
- ・その他石川県が指示したもの

### ②提出先

石川県文化観光スポーツ部国際観光課 [k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp](mailto:k-kankou@pref.ishikawa.lg.jp)

## 6 その他

- (1) SNSプラットフォームごとのガイドライン等を確認し、ステルスマーケティング規制などに抵触しないよう、適切な表記、内容とすること。（例：#PR など）
- (2) 被招聘者には旅行保険加入を義務付け、取材・撮影許可やアテンド、通訳など、行程全体の手配及び安全管理を受託者が一括で実施すること。

- (3) 被招聘者の投稿内容に誤表記等が無いようネガティブチェック及び周知を行うこと。
- (4) 事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、受託者は石川県と密接な連携を図り事業を進めること。
- (5) 受託者は、本使用に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度石川県と協議すること。
- (6) 本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (7) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を追わなければならない。